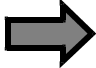



## 現行の日本国憲法と自民党改憲草案の比較（抜粋）

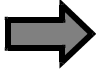
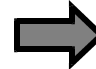
- ・憲法は権力を縛るためのものなのに、自民党憲法草案では、憲法が国民を縛るものに180度転換している。
- ・国民主権・平和主義・基本的人権がないがしろにされている。
- ・「公共の福祉」（互いの人権の尊重）がすべて・「公益及び公の秩序」（権力にとっての利益と秩序）に。
- ・国民の義務が増え、権利が制限されている。



現行の日本国憲法	自民党新憲法草案	ポイント
<p>日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。</p> <p>日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、<u>平和のうちに生存する権利</u>を有することを確認する。</p> <p>われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。</p> <p>日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。</p>	<p>日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である<u>天皇を戴く国家</u>であつて、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。</p> <p>我が国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し、今や国際社会において重要な地位を占めており、平和主義の下、諸外国との友好関係を増進し、世界の平和と繁栄に貢献する。</p> <p><u>日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合つて国家を形成する。</u></p> <p>我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる。</p> <p>日本国民は、<u>良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため</u>、ここに、この憲法を制定する。</p>	<p>冒頭が「日本国民」から「日本国」に。</p> <p>「天皇を戴く国家」！</p> <p>「我々の国家」＝「天皇を戴く国家」を国民が継承？</p> <p>全体として時代錯誤の精神で全面的に書きかえ。</p> <p>「平和のうちに生存する権利」を削除。</p>

現行の日本国憲法	自民党新憲法草案	ポイント
<p>第1条</p> <p>天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。</p>	<p>第1条（天皇）</p> <p>天皇は、<u>日本国の元首であり</u>、日本国及び日本国民統合の象徴であつて、その地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。</p>	<p>天皇が元首！国民主権は？</p>
<p>新設 </p>	<p>第3条（国旗及び国歌）</p> <p>1 国旗は日章旗とし、国歌は君が代とする。</p> <p>2 日本国民は、国旗及び国歌を尊重しなければならない。</p>	<p>国民に国旗国歌の尊重を義務に。</p>
<p>第9条</p> <p>1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動</p>	<p>第9条（平和主義）</p> <p>1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び</p>	<p>1 項の文言を変更。</p>

<p>たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、<u>永久にこれを放棄する。</u></p> <p>2 <u>前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。</u></p>	<p>武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては<u>用いない。</u></p> <p>2 前項の規定は、<u>自衛権の発動を妨げるものではない。</u></p>	<p>2 項を全文削除し、自衛権を銘記。</p>
<p>新設 </p>	<p>第9条の2（国防軍）</p> <p>1 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。</p> <p>2 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。</p> <p>3 国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。</p> <p>4 前2項に定めるもののほか、国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。</p> <p>5 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない。</p>	<p>軍の創設！</p> <p>「戦争法」</p> <p>「国際社会」とは米国の意向。</p> <p>秘密保護法</p> <p>軍人だけでなく公務員も軍法会議にかけられる！</p>
<p>新設 </p>	<p>第9条の3（領土等の保全等）</p> <p>国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。</p>	<p>国民の協力は前提。</p>
<p>第12条</p> <p>この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、<u>常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。</u></p>	<p>第12条（国民の責務）</p> <p>この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力により、保持されなければならない。国民は、これを濫用してはならず、<u>自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない。</u></p>	<p>基本的人権をなし崩しに。「公共の福祉」が「公益及び公の秩序」に。</p>
<p>第13条</p> <p>すべて国民は、<u>個人</u>として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、<u>公共の福祉に反しない限り</u>、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。</p>	<p>第13条（人としての尊重等）</p> <p>全て国民は、<u>人</u>として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、<u>公益及び公の秩序に反しない限り</u>、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない。</p>	<p>「個人」が「人」に！国民には個性はいらないということか？</p>
<p>第14条</p> <p>1 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。</p>	<p>第14条（法の下での平等）</p> <p>1 全て国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、<u>障害の有無</u>、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。</p>	

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、 <u>いかなる特権も伴はない</u> 。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。	3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。	3 項の「いかなる特権も伴はない」を削除。
第 15 条 3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。	第 15 条（公務員の選定及び罷免に関する権利等） 3 公務員の選定を選挙により行う場合は、 <u>日本国籍を有する</u> 成年者による普通選挙の方法による。	外国人参政権を完全に排除。
第 18 条 何人も、 <u>いかなる奴隷的拘束も受けない</u> 。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。	第 18 条（身体の拘束及び苦役からの自由） 1 何人も、その意に反すると否とにかかわらず、 <u>社会的又は経済的関係において身体を拘束されない</u> 。 2 何人も、犯罪による処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。	「政治的」はあえて書かない。徴兵制の導入を意図？
第 19 条 思想及び良心の自由は、 <u>これを侵してはならない</u> 。	第 19 条（思想及び良心の自由） 思想及び良心の自由は、 <u>保障する</u> 。	自然権思想を否定。
第 20 条 1 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、 <u>又は政治上の権力を行使してはならない</u> 。 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。	第 20 条（信教の自由） 1 信教の自由は、保障する。国は、いかなる宗教団体に対しても、特権を与えてはならない。 3 国及び地方自治体その他の公共団体は、特定の宗教のための教育その他の宗教的活動をしてはならない。 <u>ただし、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りでない</u> 。	宗教団体が政治上の権力を行使できる。国・公共団体が宗教活動できる。
第 21 条 1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。  新設 →	第 21 条（表現の自由） 1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、保障する。 2 前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。	新設の 2 項により、表現の自由が著しく制限される。
第 24 条  新設 → 1 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。	第 24 条（家族、婚姻等に関する基本原則） 1 家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。 2 婚姻は、両性の合意に基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。 3 家族、扶養、後見、婚姻及び離婚、財産権、相続並びに親族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。	家族の相互扶養を義務に。「のみ」・「配偶者の選択」の削除で、結婚での当事者の意志を軽視。全体として家父長制家族をめざす。
第 36 条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、 <u>絶対にこれを禁ずる</u> 。	第 36 条（拷問及び残虐な刑罰の禁止） 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、禁止する。	「絶対に」を削除！
第 66 条	第 66 条（内閣の構成及び国会に対する責任）	

2 内閣総理大臣その他の国务大臣は、 <u>文民</u> でなければならない。	2 内閣総理大臣及び全ての国务大臣は、 <u>現役の重人</u> であってはならない。	文民でなくてもいい?
新設 	第98条（緊急事態の宣言） 1 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。 2 3 4 省略	安倍首相はこの条項を特に入れたがっている。
新設 	第99条（緊急事態の宣言の効果） 1 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。 2 前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところにより、事後に国会の承認を得なければならない。 3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。この場合においても、第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。 4 省略	内閣総理大臣が強大な権限を持ち、基本的人権をも制限できる

現行の日本国憲法	自民党新憲法草案	ポイント
第96条 1 この憲法の改正は、各議院の総議員の <u>三分の二以上の賛成</u> で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。 2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、 <u>国民の名</u> で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。	第100条 1 この憲法の改正は、 <u>衆議院又は参議院の議員の発議により、両議院のそれぞれの総議員の過半数の賛成</u> で国会が議決し、国民に提案してその承認を得なければならない。この承認には、法律の定めるところにより行われる国民の投票において <u>有効投票の過半数の賛成</u> を必要とする。 2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、直ちに憲法改正を公布する。	「3分の2以上」を「過半数」に緩和。変更が容易に。 「国民の名で」を削除して天皇が公布。
第97条 <u>この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。</u>	 <b>全文削除!</b> <u>基本的人権は歴史的に権力者との闘いの中で人類が勝ち取ってきたのだ</u> ということを97条は表明している。(英語版では、この「努力」という言葉は「struggle(闘い)」という言葉で示されている。)こうした見地は自民党にとって最も憎むべきもののようだ。	人権の歴史も未来も踏みにじる。
第99条 新設  天皇又は摂政及び国务大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。	第102条（憲法尊重擁護義務） 1 <u>余て国民は、この憲法を尊重しなければならない。</u> 2 国会議員、国务大臣、裁判官その他の公務員は、この憲法を擁護する義務を負う。	国民に憲法尊重義務! 天皇・摂政の憲法擁護義務を削除。